

ドラッグ・フリー社会を目指して

昨年の通常国会で薬事法が一部改正され、いわゆる脱法ドラッグ、即ち違法ドラッグを薬事法によって規制することとなり、同改正は本年4月から実施されました。

私も国会の厚生労働委員会等では、薬物乱用問題について何度か質問をいたしました。質問の準備に当たってインターネットの違法ドラッグの密売サイトというものにアクセスしてみますと、日本では、覚せい剤原料とされている麻黄成分を含んでいることを示唆するようなダイエット食品が日本では規制されていないものだとして堂々と広告されているなど、それはひどいものでした。わが国は、現在、第三期の薬物乱用期にあるといわれています。欧米の状況に比べればまだよい状況にあるとされていますが、しかし、若者の人生を破壊してしまいかねない薬物を、まだ法によって規制されていないから“合法ドラッグ”だと称して乱用を誘いかける、このような悪質な者のいる限り、薬物乱用の規制は一層の徹底を図らなければならないと考えておりました。

現在、政府は、新薬物乱用防止対策推進5ヵ年計画を進めていますが、私は、最も重要な対策は、児童や青少年に対して、薬物乱用の恐ろしさ、悲惨さを徹底して教えることだと考えています。その観点から、政府に対して学校教育等の中での薬物乱用防止教育を強化すべきと、薬事法改正の国会審議を通じて訴えました。

第一期、第二期薬物乱用期の頃は、暴力団や特定のグループなどの特殊な社会の問題とされていましたが、今日のインターネット時代にあっては、小学生でも自宅の自分の部屋のパソコンで、乱用薬物の密売サイトに接触することができます。そのような時代、子供たちは、乱用薬物の誘惑の中で日常を過ごしているといっても過言ではないでしょう。その意味で、薬物乱用防止センターがこれまで果たしている役割は大変大きなものであります。同時に、MDMA といった新しい乱用薬物が欧米の若者の間で乱用され、日本でも増加している状況を見ますと、これからの薬物乱用防止センターの役割は、より一層重要なものとなると思います。

次代を担う子供たち、若者達を守るために、私のライフワーク、重要な政治課題として、ドラッグ・フリー社会（薬物乱用のない社会）づくりに邁進してまいりたいと思います。

（岡山県連合婦人会講演要旨・平成19年）